

# 登記情報連携システムの活用について

## 1 活用メリット

### (1) 登記事項証明書の添付省略（申請者の手間、経費が軽減される）

農地法第3条～5条の許可申請書類等への添付が省略となる。

### (2) 公用請求の代替（職員の手間、行政経費が軽減される）

ア 職員が法務局へ公用請求(無料)による往来しなくて済む。

イ 有料の登記情報提供サービス（業者委託方式もあり）利用も必要なし

ア、イの業務処理 → デスク上(LGWAN 経由)で閲覧・印刷が「無料」で可能

## 2 これまでの経緯と今後の予定

### (1) これまでの地方公共団体からの利用申請

①申請締切 令和7年6月末 ※当初は、農業委員会単独での申請が可能であった。

②国(デジタル庁)の委託業者が決定後(7月)、随時(10月～)、審査が始まる。

③利用開始 令和7年12月中旬～（大宜味村農業委員会事務局の場合）

### (2) 今後の予定

① 令和8年度においては、委託業者が早々に選定される見通しであり、受付開始は、4月～5月になる見込み。※LGWAN 掲示板で案内される。

なお、商業・法人登記に係る利用申請は、「法人ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）」へ移行予定に伴う関係で、R8年1月以降申請分からは除かれ、不動産の登記事項証明に係る申請のみになっている。

② 不動産の登記事項証明に関しては、令和9年度以降、当該システム（登記情報連携システム）から、新システム（ベース・レジストリ）へ順次切替

## 3 申請方法の概要等

申請は、市町村の情報政策推進担当課などが利用したい各課を取りまとめた上で申請を行う。（窓口一本化）

申請書類((1)～(3))のうち、農業委員会関係に係る説明箇所が必要な資料

イ、ロ、ハについては、参照ページと同様に作成すれば問題ないと思います。

### (1) 機関情報登録依頼書

#### ① 登記事項証明書の添付省略用 (3.0 版)

イ 【別紙1 機能を利用する根拠事由】・・・3ページ参照

ロ 別途、根拠規定を添付・・・・・・・・・・4ページ参照

#### ② 公用申請代替用 (1.0 版)

ハ 【別紙1 機能を利用する用務】・・・・・・・・5ページ参照

※参照は、申請不可となった商業・法人登記に係る条文は除いてます。

### (2) 合意書・・・・・・・・ 掲示板に添付あり

### (3) セキュリティポリシー (写し)

個人情報の取扱いを定めた文書で、既存のものがあれば、それを添付すれば良く、新規に策定する必要はない。

## 4 その他参考

#### ① 当システムから印刷した不動産登記情報サンプル・・・6ページ参照

※ZIP (圧縮ファイル) のため、参照サンプルの様式に印刷するには、解凍を要す。

#### ② 大宜味村農業委員会は、農地法許可申請に係る不動産、法人の登記事項証明書の添付省略は未実施で、近隣市町村の動向を踏まえ、適切な時期に運用を行う予定です。(運用開始時には、市町村 HP 等での周知広報が必要)

#### ③ 登記情報連携システム申し込みに係る詳細は、

政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム → 利用者からのお知らせ →

政府共通 NW 利用機関からのお知らせ →

**登記情報連携の利用について** (作成日 2024 年 2 月 5 日、更新日 2026 年 1 月 14 日)

なお、LGWAN 接続 PC はあるが、接続方法が分からない方は、次にメール送付いただければ、リンク先 (リンク先を範囲指定→右クリック→ハイパーリンクを開

く) をお送りします。 [nougyou@vill.ogimi.lg.jp](mailto:nougyou@vill.ogimi.lg.jp)

登記事項証明書の添付省略に係る機関情報登録依頼書【別紙1 機能を利用する根拠事由】

※「左記の行政手続に係る根拠法令」がリストにない場合は、補足事項欄に法令名及び該当の条番号等を記載してください。

※登記事項証明書の提出を求める根拠法令に補足等がある場合には、補足事項欄に補足事項を記載してください。（記載例参照）

No.	添付省略を実施する手続名	種別 (不動産又は商業・法人)	左記の行政手続に係る根拠法令				左記の行政手続における 登記事項証明書の添付等に係る根拠法令				補足事項
			※ブルダウンから種別を選択	※ブルダウンから根拠法令名を選択	条 の の	項 の の	号 の の	正式な法令の名称を記載	条 の の	項 の の	
1	農地法第3条に係る許可申請	不動産	農地法	3	1		農地法施行令	1			○農地法施行規則第10条第2項に基づき、 農地法施行令第1条の規定により申請書を提出する場合には、土地の登記事項証明書を添付しなければならない。
2	農地法第4条に係る許可申請	不動産	農地法	4	2		農地法施行規則	30	1	2	土地の登記事項証明書を添付しなければならない。
3	農地法第5条に係る許可申請	不動産	農地法	5	1		農地法	5	3		○農地法第5条第3項に基づき、同法第4条第2項の規定が 準用されている。 ○規則第57条の四第2項第1号を根拠として、土地の登記 事項証明書(規則第30条第1項第2号)の添付を要す。
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

## 根拠法令抜粋

### ●農地法 第三条 第1項

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

### ●農地法 第四条 第2項

(農地の転用の制限)

第四条

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

### ●農地法 第五条 第1項、第3項

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。

3 第三条第六項並びに前条第二項から第五項まで及び第七項の規定は、第一項の場合について準用する。

### ●農地法施行令 第一条

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可手続)

第一条 農地法(以下「法」という。)第三条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。

### ●農地法施行規則 第十条 第2項

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請)

第十条

2 令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第三十条第一項第一号を除き、以下同じ。)

### ●農地法施行規則 第三十条 第1項 第二号

(農地を転用するための許可申請)

第三十条 法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書

### ●農地法施行規則 第五十七条の四 第2項 第一号

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請)

第五十七条の四

2 法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる書類(同項第一号の書類については、法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。)

登記情報連携システムを活用した公用請求代替に係る機関情報登録依頼書【別紙1 機能を利用する用務】

No.	公用請求代替を実施する用務	種別 (不動産又は商業・法人)	補足事項
1	農地台帳整備など農業委員会の所掌事務を遂行するに当たり、所有者を確認する必要があるため	※プルダウンから種別を選択	
		不動産	
2	所有者不明農地等の所有者探索に当たり、所有者を確認する必要があるため	※プルダウンから種別を選択	
		不動産	
3		※プルダウンから種別を選択	
4		※プルダウンから種別を選択	
5		※プルダウンから種別を選択	
6		※プルダウンから種別を選択	
7		※プルダウンから種別を選択	
8		※プルダウンから種別を選択	
9		※プルダウンから種別を選択	
10		※プルダウンから種別を選択	

<b>表題部</b> (土地の表示)		調製	平成16年3月8日	不動産番号	360200507
地図番号		筆界特定	余白		
所在	国頭郡大宜味村字			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積	町反畝 歩(坪)	原因及びその日付【登記の日付】	
番			④ 130・00	余白	
余白	余白		445・94	⑤ 錯誤	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成 年 月 日	

<b>権利部 (甲区) (所有権に関する事項)</b>			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和 年 月 日受付 	所有者 国頭郡大宜味村字 順位1番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成 年 月 日

那覇地方裁判所名護支局管轄  
 検索日時 令和8年 月 日

※「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。  
 ※下線のあるものは抹消事項であることを示す。